



様式第62号

## 公示送達書

令和8年城里町告示第201号

令和8年9月15日

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法第20条の2及び城里町税条例第18条の規定により公告します。

なお、この書類は下記に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があれば交付します。

城里町長 上遠野 修



| 送達を受けるべき者の氏名                                                     | 送達すべき書類を特定するために必要な情報 | 備考 |
|------------------------------------------------------------------|----------------------|----|
| 山崎 寿之                                                            | 地方税法第458条1項に基づく書類    |    |
| 送達する書類の保管場所<br>城里町役場 税務課                                         |                      |    |
| (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。 |                      |    |